

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成28年3月22日（火曜日）
午前10時開会、午前11時32分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊池担当書記、引屋敷担当書記、永井併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
蓮見県土整備部長、鈴木副部長兼県土整備企画室長、青柳道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、小原県土整備企画室企画課長、
千葉県土整備企画室用地課長、桐野建設技術振興課総括課長、
幸野建設技術振興課技術企画指導課長、遠藤道路建設課総括課長、
中村道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、佐野河川課河川開発課長、
檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、中道下水環境課総括課長、
勝又建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、
千葉港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
 - (2) 企業局
菅原企業局長、新屋次長兼経営総務室長、中屋敷技師長、
朝岡経営総務室経営企画課長、千枝業務課総括課長、榮田業務課電気課長、
野崎業務課発電所建設課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係審査
(議案)

- ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
- イ 議案第3号 平成27年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ウ 議案第29号 岩手県建築審査会条例の一部を改正する条例
- エ 議案第62号 県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- オ 議案第77号 県道路線の認定、変更及び廃止に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

- ア 議案第5号 平成27年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）
- イ 議案第6号 平成27年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第65号 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**中平均委員長** ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費及び第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費並びに議案第3号平成27年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**鈴木副部長兼県土整備企画室長** 初めに、議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の5ページをお開き願います。6款農林水産業費、3項農地費のうち当部関係は277万7,000円の増額、6ページをお開きいただきまして、8款土木費は2億5,691万5,000円の減額、7ページに参りまして、11款災害復旧費、5項土木施設災害復旧費は1,441万5,000円の減額と、合わせて2億6,855万3,000円の減額となるものでございます。これらは一般職の職員の給料月額等の改定及び給与費の年間の過不足調整に伴い減額となるものでございます。

次に、少し飛びまして11ページをお開き願います。11ページでございます。議案第3号平成27年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1条中、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ655万9,000円を減額しようとするものでございます。これは一般会計と同様に一般職の職員の給料月額等の改定及び給与費の年間の過不足調整に伴い減額となるものでございます。

以上で議案第1号及び議案第3号の2件につきまして御説明を終わります。よろしく御

審議を賜りますようお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号岩手県建築審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○勝又建築住宅課総括課長 議案（その3）の17ページをお開き願います。議案第29号岩手県建築審査会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。説明は、議案説明資料により行わせていただきますので、議案説明資料の1ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、岩手県建築審査会の委員の任期を定める等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正案の内容でございますが、建築基準法の一部改正に伴い建築審査会の委員の任期を2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期を前任者の残任期間とすることを条例に追加するとともに、あわせて条文全体の体裁を整えるなど所要の整備をしようとするものであります。

次に、施行期日でございますが、建築基準法の一部を改正する法律の施行日となる平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第62号県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村住宅課長 議案（その3）の247ページをお開き願います。議案第62号県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案説明資料の2ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、県営片岸アパートを設置しようとするものであります。

次に、改正案の内容でございますが、県が設置し管理する災害公営住宅として、条例の別表において釜石市の片岸アパートを追加しようとするものであります。

次に、施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第77号県道路線の認定、変更及び廃止に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中村道路環境課総括課長 議案（その3）の310ページをお開き願います。議案第77号県道路線の認定、変更及び廃止に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。お手元の議案説明資料の3ページをお開き願います。

初めに、1、趣旨であります。主要地と主要地とを連絡する道路の整備等に伴い、県道路線を認定し、変更し及び廃止するため、道路法第7条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。具体には一般国道4号渋民バイパス及び一般国道282号西根バイパスの整備に伴う道路網の再編と、奥州市から北上市にかけての一般国道より西側区域における道路の利用状況を踏

まえた道路網の再編に伴う県道路線の認定、変更及び廃止を行うものであります。

次に、2、認定路線の内容、3、変更路線の内容及び4、廃止路線の内容についてであります。6ページ以降の図もあわせて参照いただきながら御説明させていただきます。

初めに、一般国道4号渋民バイパス及び一般国道282号西根バイパスの整備に伴う道路網の再編について御説明申し上げます。6ページの図をごらん願います。この図は現行の道路網を表示しております。一般国道4号渋民バイパスの完成に伴い、図面右下の太い紫色の線で示す国道4号の現道部分と図面中央の緑色で示す一般県道大更好摩線、さらに図面左上の茶色で示す主要地方道大更八幡平線の一部とを統合し、7ページに示す再編後の道路網のとおり、一般県道渋民田頭線として認定しようとするものであり、また一般県道渋民田頭線に統合される一般県道大更好摩線を廃止しようとするものであります。

次に、奥州市から北上市にかけての一般国道より西側区域における道路の利用状況を踏まえた道路網の再編について御説明申し上げます。8ページの図をごらん願います。この図は現行の道路網を表示しております。図面中央の黄色い線は、奥州市、金ヶ崎町、北上市にまたがる市道及び町道であります。この路線を9ページに示す再編後の道路網のとおり、一般県道前沢北上線として認定しようとするものであり、この県道認定にあわせて、この路線と並行する県道5路線を廃止して、それぞれ関係する市、町に移管しようとするものであります。

最後に、5、移管年月日であります。これらの路線につきましては、平成28年4月1日に移管することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 この際ですので、1点お伺いをしたいと思います。

予算特別委員会でも質疑が交わされておりましたが、ICT（情報通信技術）活用についてでございますが、国でも全面的に活用するということですが、特に私のほうから質問したいところは、いわゆる道路の崩落、また今進めている災害の復興の復旧工事等

に、それらを活用することによって、さらに生産性、精度、設計技術の向上というものが考えられるわけでありますけれども、たしか予算特別委員会の答弁では、これから国が示す方針をもって取り組みをしていきたいということでありました。しかし、やはり危険箇所については、特に国道107号は現場調査もさせていただきましたけれども、カメラによる定点観測ということであれば、目視ですので微妙な変化については、それを察知できないと考えるわけですが、今はある程度、3D化をする定点観測の技術も進化をしております、それらを活用することによって、地形の変化が瞬時にとはなかなかいかないようですが、目で見えないところの地層の変動も計測できる技術があるようです。海におきましては、ソナーを活用して海底の地形や異物の発見というものも十分可能な技術があるというふうにも聞いており、そういう部分については早期に導入することによって、生産性並びに精度の向上というものにつながっていくと考えるわけですが、そのことについて今どのようなお考えを持っているのかお示しを願いたいと思います。

○幸野技術企画指導課長 ただいま議員御指摘のとおり、さまざまな場面で特殊な技術を使うことでよいものをつくったり、探知したりということができるといことはそのとおりだと思います。そういった特殊な現場についてはICT、先端技術を使って、よりよい安全な工法を選べるということが必要だと思っております。

私は、予算特別委員会でICT活用がこれからというお話をしましたけれども、それらについては現在一般的に使われている工法についても今後、建設業の労働人口が減少するにつれて、ICTを取り入れて生産性を向上していかないと、労働人口の減少に追いつかないということで、一般的な工法に対してのICT活用をこれから進めていくと答弁さしあげたとおりです。

○軽石義則委員 それで、危険箇所とか、そういう急ぐようなところについては、既に活用もしているということでしょうか。

○幸野技術企画指導課長 個別の場所でどのような技術が使われているかということについては、私のほうでは詳細には把握していませんけれども、これまでも崩落箇所において、個別に特殊技術を使った事例もございますし、例えば国道107号の崩落であれば、人力で施工するのが難しいので、無人化施工というものを使って安全を確保したというような技術を使ったところもございます。そういう個々の場面において適した技術というものをこれまでも使ってまいりましたし、今後も新しい技術、有用な技術があれば使用することでございます。

○軽石義則委員 そういうものの活用もしていただいているということですので、ぜひ広めていただくことや、当然県内の業界のほうにもそういう技術がどの程度浸透しているのかということを確認、周知していくことも大事だと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○幸野技術企画指導課長 ICTの活用については、県内の建設業団体の中にもITの活用ということを主眼に置いた組織というものがございます。我々はそちらの建設業団体と

連携しまして、今後ICTの活用を広げてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 既にそういう団体から、具体的に県での導入要望等がなされているのでしょうか。

○**幸野技術企画指導課長** 具体的に、どういう技術を取り入れるというところまでは至っておりません。今後その業界団体等とどういった技術が県内建設業にとって有用かどうかということについて意見交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 国のほうで、3月末までに直轄工事の測量、検査など15の基準を定めて、導入のおくれている企業に対しても支援するということが表明されているようでございます。県としても、これから将来的に業界の育成を進めていくとすれば、それらをしっかりと把握した上で業界と緊密に連携をとって進めることが大事だと思いますので、特にもそのことに留意をされるようお願いをしたいと思います。最後に部長からお聞きをして終わりたいと思います。

○**蓮見県土整備部長** アイ・コンストラクションの関係の御質問でございます。従来からもいろいろな場面、場面でこういった取り組みは進められてきたのですが、今はこれを標準化、一般化していこうということで新しい動きが始まったところでございます。委員御指摘のとおり、業界側で機材、あるいはそれを使う人員のほうも含めて、今すぐに全業者ができるという状況でもございませんので、そこはよく連携をとってやっていきたいと思いますが、この方向性自体については生産性向上につながるということで、業界側としても望ましい方向であると受けとめられているとっておりますので、国の動きもよく注視しながら、業界とも連携をとって進めてまいりたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 私もようやく県土整備委員会に配属になりまして、蓮見部長とは濃厚な意見交換をしたいと思っていたのですけれども、もしかすれば最後のやりとりになるかもしれないので、そういうことを視野に入れまして国の役割、県の役割、直轄等のお話をしたいと思っております。道路と、それから河川の関係ですが、部長、最後に所見を求めますので。

まず、一つ目は道路の直轄権限代行事業、県がやるべき道路整備について国が直轄でやるというようなことがあるわけですが、今の話の国道107号もですけれども、国道343号も土砂の崩落ということで全面通行止めになり、3月11日に仮復旧していただきました。そのようなことも含めて、いろいろと横軸について弱いということがあるわけなのですが、現在、県の役割ではあるけれども、直轄権限代行で国が工事を行っている例として、全国の例、それから近県、本県の例について、箇所があれば教えていただきたいと思っております。

○**遠藤道路建設課総括課長** 直轄権限代行として、全国でどのような箇所があるかというお話でしたが、平成26年度時点で他県が行った調査で報告いたしますと、直轄権限代行事業として全国で22府県、48カ所で行われております。東北では4県、16カ所で、岩手県では6カ所となっている状況でございました。

○**神崎浩之委員** 県内でも国道343号にかかわらず、国直轄でやっていただきたいという

要望はいろいろあると思うのですが、全国、本県、東北の例を含めて、例えば国道343号、国道284号もそうなのですが、そういう場合と比べて、どういう場合が国の直轄になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○**遠藤道路建設課総括課長** 国のほうで権限代行事業として事業箇所を採択する際の要件的なものということで、一つは全国的な幹線道路網整備の観点から特に重要なものであることということが言われております。もう一つ、都道府県による効率的な施工が困難、例えば高度な技術を必要とするもの、そういったものの要件に合致し、事業実施に向けての環境が整っている箇所という要件が示されたことがございました。

○**神崎浩之委員** 県内で直轄権限代行事業として整備が行われている具体的な場所を御紹介いただきたいと思います。国道343号で土砂の崩落もあり、新笹ノ田トンネルの整備をお願いしたいという沿岸と県南からの要望がありますしそれから陸前高田市でも高田松原津波復興祈念公園の窓口になるところが国道343号だという部分もあって、要望が強いわけですが、例えば国道343号については幹線道路、高度な技術というものに当てはまらないのか、お伺いしたいと思います。

○**遠藤道路建設課総括課長** 県内で直轄権限代行として整備を進めていただいておりますところといたしましては、東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市を過ぎてからの遠野道路。また、地域高規格道路であります宮古盛岡横断道路。数としましては、宮古箱石道路、平津戸道路、区界道路、都南川目道路の4カ所でございます。これらは直轄権限代行として整備を進めていただいているものです。

国道343号は県管理の国道でございます。路線の重要性等については、県のほうでも復興支援道路と位置づけて整備させていただいているところがございます。今お話しいただきました笹ノ田についてのさらなる整備となりますと、やはり急峻な地形で延長もあり、トンネル等の必要性についての概略の検討の必要もあろうかと思っておりますので、そういった技術的な部分等があることから整備に当たっては高度な技術を要するものと考えてございます。

○**神崎浩之委員** 次に河川についてですが、昨年も予算特別委員会で質問しましたし、他の議員も質問しておりましたけれども、北上川の狭隘地区の対応であります。これについてもいろいろ経過がありまして、花泉町の金流川の改修について、国が責任を持って金流川までやるということだったのですが、途中から県管理の河川だということで、地元ではどうも進捗状況が国直轄に比べて遅いようだ。北上川狭隘地区については、予定どおり地元の了解も得ながら着々と進んでいるところではありますが、県管理の金流川についてはなかなか進まないということで、この進捗について来年度どうしていくのかお伺いしたいと思います。

○**八重樫河川課総括課長** 金流川の現在の状況と、来年度の進め方についてでございます。現在、両磐地区の河川整備計画というものを策定中でございまして、この中に金流川も位置づけて策定することとしており、これは年度内に国のほうに申請をしたいと考えており

ます。この整備計画が認定されると、国費を伴う交付金事業としてスタートを切るというような基盤が整備されるということでございますので、それに基づいて、国で行っている北上川の狭隘地区の対策箇所、これは6カ所から7カ所の地区においてやっておりますが、それと並ぶものとして、県管理として進めるということで、最終的な完了時期は国の事業と同じように進むように、何とか努力してまいりたいと考えております。

それから来年度ですが、新規事業としてはまだ基本整備計画の申請ですので、平成29年度に立ち上げるような格好で具体的な設計計画を策定してまいりたいと思いますし、地元の区長や一関市、また国費担当の国のほうとも連携調整しながら、いずれ継続して進めてまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 非常に明るい答弁でよかった。ほかの地区は目に見える形で進んでいるのですが、地権者会は同じなのですが、金流川の県管理のほうは全然進まないというような住民の方の意見でありましたので、説明会をやっていただいて、それを年度内で計画申請する、国費が入っているということで非常に明るい兆候だと思っております。

国の役割、県の役割、そういう中で、例外的にその地域、県の課題について、直轄でやっていただくという例外もあるようですので、部長にはその辺についてぜひ岩手県の課題をいっぱい頭に詰め込んでいただいて、今後御活躍いただきたいと思うのですが、国道343号も含めて、最後に所見を伺いたいと思います。

○**蓮見県土整備部長** 神崎委員初め、たくさんの委員から地域のいろいろな事情や、お困りになっている点について、たくさん教えていただきました。

道路、河川、それぞれ法律もございますし、補助事業等にもいろいろな基準があるわけですが、やらなければいけない改築や改修があるとすれば、それは誰かがやらなければいけないわけで、国にしろ、県にしろ、こういう基準だからできないという答えは許されませんので、それぞれのルールの中で、いかに読み込んでいくかという話になるかと思えます。

ただし、実際の事業化ということを考えますと、それぞれ財政上のスタミナとか、あるいは順番というのがございますので、その中でどうやってスケジュールを組んでやっていくかということがまた次のステップとしてあると思いますが、いずれにしてもやらなければいけない公共事業であれば、事業主体は別として、それはやりますので、事業化に向けて理屈づけなり整理なりをどうしていくかということが大事かと思っております。

○**佐藤ケイ子委員** 私からも河川の関係でお伺いしたいことがございます。予算特別委員会の予算審議の中でも千田美津子委員から河川敷の雑木、立木の伐採のことについて質疑があったわけですが、私のほうからもお聞きします。

洪水対策ということで、各広域振興局を中心にやっていただいておりますけれども、それとともに景観に配慮したというか、景観を重視するような形での仕掛けというものも考えていただけないかと思うわけです。例えば私のところには、北上川の支流の和賀川があり、河川敷にある和賀川グリーンパークは国体のソフトテニスの会場になります。その周

辺の河川は非常に立ち木が多くて不法投棄もすごく多いため景観が悪い。地域住民も景観を守るために、一緒になって撤去したいという思いがあるわけですが、なかなか地域住民が参加できないくらい、繁茂している状況にあります。広域振興局でも計画的に少しずつ頑張ってもらって下流のほうから整備をしていただいておりますが、どうもその速度が遅いと。来年度の国体までに、周辺の景観がどうなるのか、もうちょっと何とかしてほしいですし、地域住民も協力したいという思いがあることから、今後の進捗状況について伺うわけです。

県の事業は、それはそれで進めてほしいのですが、その中で県の事業の進行とともに、市町村と地域住民とを巻き込んでいただく仕掛けをつくってもらいたいと思うわけです。土地改良区で管理している農業用水などは、アドプト協定を結んで地域住民と一緒に景観を守っていく活動をやっておりますが、どうもそういったことは河川のほうは全く進んでいないという状況ですので、その配慮についても考えていただきたいと思いますので、今後の和賀川の立ち木の除去の計画をお示しいただくとともに、市民がどうやったら参加できるか、その仕組みづくりについても所見をいただきたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 河川の立ち木の伐採ということでございます。予算特別委員会でも答弁したとおり、平成25年度末に県内各管内で必要数量をまとめて、およそ5カ年くらいでそれを処理していくというペースで進めさせていただいております。和賀川についても計画の中に入っております。北上川合流部の下流部から徐々に、大きくなった立ち木を間引きするような格好で進めております。全部の木を切ると、今度は別な環境の方面から、野鳥とか、そういったものの営巢のほうに影響があるということで環境の専門家の方々の意見を伺いながら進めているところでありますが、いずれ広大な高水敷の面積がありますので、全部をその予算の中でやるとなると、今措置できている予算ではちょっと足りないような状況になります。委員からお話があった、例えば地域住民が参加してそういったボランティアによってできないかということも当然ありまして、アドプト制度という名前ではないのですが、住民参加型の維持管理という、県土整備部の取り組みの中の河川の分野として、こういったこともできることになっていきます。住民参加型の草刈り等には、軍手や、草刈りの刃ですとか、そういったものをこちらのほうで準備させていただいて、活動していただいているところもあります。

あとちょっと先進的な事例ですと、遠野市の河川敷においては、先ほど委員のほうからもお話ありました市と市民と河川管理者の県が一体となって、一斉清掃というようなことで取り組んでいる事例もあります。住民の方々の参加の意思とか熟度などもいろいろ地域、地域で異なっていて、そういったことが進みそうなところは、モデルを提供しながら、できるだけ沿うような形で検討してまいりたいと思いますので、大変貴重な御意見として承りたいと思います。

○佐藤ケイ子委員 和賀川でも和賀川の清流を守る会ということで、行政と市民団体といろいろな団体が一緒になって清掃活動をしたり、それから建設業界でも不法投棄の回収作

業とかをやっておりますけれども、大がかりでないと活動できないような状況ですので、日ごろからというか、地域住民が年3回、4回定期的に活動できるような仕組みをつくるために、堤防の周辺だけは1回大きな木を切っていただければ、地域住民であとはやれると思います。

河川敷の中の自然保護も大事です。そこまで行って不法投棄するというケースは少ないので、堤防周辺はみんなで環境を守るということができるとは思います。一緒にやってくれる仕組みを提案いただきたいと思います。それは市町村、地域住民を巻き込んで、提起していただければありがたいと思っています。

それから、今度の国体に向けて、和賀川グリーンパーク周辺の立ち木の伐採はどうか、順番というのは大事なのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 国体が開催されて、和賀川グリーンパークも軟式テニスの会場ということでございますので、大会の方々あるいは運営の方々が見た目で、どこまできれいにすればいいのかという、ちょっときりがないところもあります。国体用に特に予算を積み上げて措置しているわけではなく、まずはことしやる場所は、国体の見た目を優先してやりたいということで、全部をそれに充当するという事はなかなか難しいと思いますが、地元の方々と相談しながら、まずいち早くやっていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 あとはよろしくお願ひしますということですが、実は国道4号からの和賀川堤防ですけど、すごく桜がいいですよ、皆さんも一度いらしてください。北上市の展勝地の桜もいいですけども、これから和賀川堤防が新しい観光スポットになってきます。堤防沿いに4キロメートル以上の桜並木が続いておりまして、それは旧江釣子村でやって、合併して北上市にやってもらって、木が大きくなりだして非常にいい景観になっておりますので、ぜひ桜の時期においでください。

○遠藤道路建設課総括課長 先ほど神崎委員の質問で県内の直轄権限代行の事業箇所6カ所とお答えさせていただきましたが、そのうち国道283号に関する路線として2カ所、遠野道路と、もう1カ所釜石道路、仙人峠道路から釜石側につながる部分、そちらのほうの2カ所でございますので、訂正させていただきたいと思います。国道106号関係については4カ所で変わりございません。

○佐々木宣和委員 私からは、要望になりますが、最近プレスリリースがあつて、兵庫県のお話で、兵庫県立大学に減災と復興政策を研究する大学院を開設する方針が決まったと。阪神淡路大震災から21年間で蓄積された被災者の生活再建やボランティア活動、防災教育、また行政の施策等々というものを含めて、防災というものを考える専門家、人材を育成するという狙いで、来年4月の開設を目指して、3月に文部科学省に設置認可申請をするという内容だそうでございます。

すごくいい話だと思っております、実際岩手県でも同じような発想でやっていけないものかということで、今県土整備部でいろいろな大きな工事をどんどんされているものを、模範というか、やったことを精査するような意味合いでも、防災大学院というものを岩手

県立大学につくるということはすごく意味があるのではないかと考えておまして、そういったところの可能性というか、検討していくべきではないかと考えているのですが、部長に所感を伺いたいです。

○蓮見県土整備部長 兵庫県立大学のお話でしたが、岩手県の特に東日本大震災津波からの復旧・復興事業に関しては、いろいろな場面で岩手大学ですとか、岩手県立大学の先生方にも御参加いただきながら進めておりますし、御指導もいただいているところでございます。そういう意味では、いろいろな現場の実態ですとかノウハウが計画面、それから実際の工事の施工の面も含めて、両大学には蓄積をされてきていると思います。

これからそういうものを研究の分野でどう生かしていくかとか、あるいは教育の分野でどう応用していくかということに関しましては、大学自体の運営に関することですので、なかなかお答えしにくい部分もあるのですが、今現在行われている大学の研究教育活動の中でも生きていきますし、今後も生かしていただけたと思います。大学院という形かどうかわかりませんが、防災に関しても甚大な被害を受けた地元の大学として、多分全国で兵庫県と並んで先進的なさまざまな取り組みが行われるのではないかと考えてございます。

○佐々木宣和委員 津波も岩手県では過去100年で3回被災しているところもあり、津波というものを学術的に勉強する必要がすごくあるのではないかと考えておまして、また岩手県立大学もあるということでもうまく連携できるというメリットにもなるのではないかと、そしてまた看板というか防災大学院があるということは、その大学の売りにもなるのではないかとこのところも思ったりしまして、前向きに検討していただきたいという願いをいたします。

そして、委員長にも県外視察の際に、ぜひ兵庫県立大学大学院の視察を要望しまして終わります。

○中平均委員長 また後ほどその案件については相談したいと思います。

○白澤勉委員 私から大きく2点です。

私が蓮見部長と初めてお会いしたのは、陸前高田市で、当時震災後の陸前高田市にいらっしやった時でした。本県の災害復旧に先頭を切って取り組んでいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

まず一つ目に、今回の震災を踏まえて県土整備部としての教訓をどのように考えられているかといったところをお聞きしたいと思います。

手短かに言いますけれども、群馬大学の片田先生とかは今回の災害の三原則、避難の三原則ということで、想定にとられるな、あるいは率先避難者たれ、最善を尽くせというようなお話もされておりました。特に想定にとられるなという意味で情報伝達のあり方、津波の例えば浸水のシミュレーションをされて、いわゆるハザードマップであったり、避難所などを設定していたと思うのですが、まずお聞きしたいのは、そのシミュレーションを含めた情報伝達のあり方等、どのようにお考えになっているのか。それは津波

に限らず土砂災害も含めてなのですが、蓮見部長か八重樫総括課長なのかちょっとわかりませんが、お伺いしたいです。

○八重樫河川課総括課長 情報伝達ということでございます。大震災を契機とした情報伝達と言うべきかどうかですが、河川のほうでは通常から、最終的に市町村長が行う避難指示とか避難命令というのが大規模な天災のときに人命を救う一つの大きな局面になると承知しています。まず現象が起きる台風予報とか、そういった予備的な情報というのは気象庁から出てきます。3日後には確実に経路がこちらに向くとか、そういったことを、気象庁を含めた国、県のあらゆる防災機関が承知して、あと我々は今の雨量とか河川の水位とか10分ごとに観測して、リアルタイムでインターネットで一般の方にお知らせできるツールがありますので、それをいずれ見ていただいて警戒本部を各組織で立ち上げて、皆さんが張りつくというところから始まります。それから、本当に雨が強くなってきた場合には、当然川の水位も上がりますので、そういうときは油断なく、市町村が避難を判断できるように体制を常に維持しておくということで、情報伝達を確実に行っていきたいと考えております。東日本大震災津波に関しては、地震があつて、どれだけの津波が来るかということは、一度は津波の高さが5メートル程度というような情報もありましたが、それが10メートルを超えるものとすぐ変わっていったわけですが、そういった予断がないよう、私たち岩手県に住む者はどんな津波が来るかわからないという常識を持つことが重要かと津波に関しては考えているところです。

陸閘や水門の自動操作も、消防団員がそういった津波の状況のときには海に向かって行かないで、とにかく人命の保全を最重要に考えていくことが教訓として示された一つなのかと思いますし、いずれ防潮堤は整備されますが、どのような津波が来るかわかりませんので、基本的に避難すると、絶対避難だという心構えを持つことが非常に重要な教訓と考えてございます。

○白澤勉委員 総務部、あるいは市町村との連携も必要になってくるかと思えます。

災害においては、津波は津波の対応があると思えます。特に本県の場合、土砂災害の危険箇所も非常に多くて、土砂災害の場合は、特に大雨警報が出たときに、例えばレッドゾーン、イエローゾーンをかけているとは思うのですけれども、深夜であるとか、あるいは大雨が降ったりすると、避難所に移動するとかしないとか、なかなか現実には難しいという感じもしますが、そこら辺の対応とか、あるいは避難所の指定、見直しなども含めて、内部でどのような検討をされているのか御紹介いただければと思います。

○檜山砂防災害課総括課長 委員のほうから、県でそういった状況にあった際の対応ということでお話ありました。ちょっと話がそれるかもしれないですけども、いずれ被害の軽減には防災意識の向上ということが必要であると思ひまして、ハザードマップの策定、あとは土砂災害であれば、非常時の土砂災害警報、こういうものを出して、避難勧告とか、そういうものに結びつけていただいている状況であります。

夜間とかの話もありますけれども、例えば委員から話があつたとおり、現在、むやみに

外に出ないで高いほうに逃げるとか、あとは横に逃げるとか、避難の形もいろいろな説が出てきておりますので、そういった情報も含めまして、市町村とさまざまな避難のやり方等、情報交換していきたいと考えております。

○白澤勉委員 そういった指定などについて、これから市町村、地元とさまざまな意見交換の場があると思いますので、ぜひ県土整備部で調査した成果を有効に、有意義に生かすようなあり方について、住民参加型で進めていただければと思います。

最後に岩手山火山の避難計画について予算特別委員会の総務部審査で質問させていただきましたが、岩手山火山防災協議会で具体的な避難計画をこれから検討されていくと思うのですけれども、特に岩手県の場合、あそこは国立公園で本県が有する観光資源でもあり、年間を通じて大型観光バスだとか、県内外、国内外からも観光客が訪れる観光スポットでもあると。そういう中で、万が一何かあったといったときの避難路の確保、避難行動計画、ハード、ソフトの対策というのは、すごく大事になってくると思います。

津波の場合は、基本的に徒歩で逃げろとかという話もあるのですけれども、岩手山周辺の八幡平アスピーテラインなどは、徒歩での避難なんてあり得ないという思いが少しありまして、複数の避難路の確保ということが、私はすごく重要になってくるのかと思っています。ハード、ソフト対策を含めた岩手山の避難行動計画のありようについて、県土整備部の御所見、どなたが答弁されるかわかりませんが、お伺いしたいと思います。

○檜山砂防災課総括課長 今委員から岩手山の火山に対するお話がありました。火山対策につきましては、ほかに秋田駒ヶ岳や栗駒山がありますが、その中でも、特に早目にいろいろな計画を策定しまして、そういった整備が進んでいると認識しております。

ソフト対策的な部分は、総務部のほうが中心となって全般を担いながら、県土整備部といたしましては連携しながら、それに引き続くハード整備というものに今従事している状態です。

活動火山特別措置法が今回改正になりまして、その中では、例えば今の協議会を法的なものにするとか、岩手山の避難計画を今度は市町村単位でつくっていくとか、ハザードマップについてもまたいろいろな見直しといいますか、そういうことを考えているということで、岩手山につきましてもそういった火山対策を含めまして、より具体的に進むものと思っていますので、総務部と一緒に対策等について考えてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 最後に1点お伺いいたします。

東日本大震災津波復興特別委員会でも議論になりました被災地での住宅再建について、瑕疵担保責任の話が結構議論になっておりましたが、防災集団移転促進事業については宅地を整備後に売り買いするということで瑕疵担保もあるかと思っています。区画整理事業については、この前の答弁では、行政がやるから、品質あるいは性能については心配なさなくても大丈夫ですということであったと思いますが、私も自治体が行う工事については、建築基準法なりにのっとして、例えば地盤強度もスウェーデン式サウンディング試験でしたか、例えば1平方メートルあたり30キロニュートン未満にならないようにしっかりと調査して地

盤も強固にしてやっているということで、私もそういう認識しております。一方で被災者の目線から見たときに、そうはいつでも不安だよねという声も、これまたわかるわけがございます。瑕疵担保責任の情報をそれぞれ市町村で統一する云々という話は、これはこれでひとつ検討していただければとは思いますが、私が聞きたいのは、セーフティーネット対策みたいなものを何とか検討できないのかという意味での質問でございます。それは何かといいますと、要は施工している市町村は安心してください、大丈夫です、当然やっていると、都市再生機構も含めてしっかりやっていますということだと思います。ただ、一方で市民の方々が心配しているのは万が一のときの不安感をやっぱり持たれるといったところで、例えば商工労働観光部で所管する信用保証協会では、万が一債権が焦げついたときに、そこは信用保証協会がしっかりと保証するというので、融資制度の中でそういうセーフティーネット対策というのものもあるわけございまして、そういう視点からいくと、今回の住宅再建のための宅地を提供をする、あるいは受ける側に対しても、よっぽどこのことがなければ使われない制度かもしれないですが、ちゃんとその辺をセーフティーネットとして整備する意義があると思うのですが、所見をお伺いしたいと思います。

○和村まちづくり課長 被災者が住宅再建するための宅地造成につきましては、きちんと責任を持ちまして施工管理をしておりますけれども、今までかつてないかさ上げになりますので、住民の方が不安を抱えるというのは当然だと思っております。これに関しましては、市町村施工ですので、こちらから債務を保証するとかは、なかなか難しいことがございますが、何らかの形で県のほうも一緒に入りまして、信用保証協会というものがいいのかわかりませんが、いずれ住民の方々が、最低限こういう場合はこうしてもらえると、安心を持ってもらえるような、そんな形をこれから検討してまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 私は本当にそこだと思っております、安心を与える。公共事業ですから、現場のほうも御苦労されてきっちりやっています。強度についてもしっかりと盛り土を切ったり、盛ったりしている。地盤について、何年前に多少問題があったりして国のほうから2年前に通知が出ていたのも、瑕疵担保の関係なども含めて、あるのは知ってはいますけれども、いずれ施工者側はしっかりやっています。ですから今前向きな答弁をいただいて、使われないかもしれないけれども、安心できるそういったセーフティーネットをつくっておくということが復興に前進していくまた大きな施策になると思いますので、ぜひ市町村なり、住民の声も聞きながら、調査研究していただければと思います。

最後に部長から一言、復興への思いを含めてお願いいたします。

○蓮見県土整備部長 かねてから課題になっておりました防災集団移転促進事業等の瑕疵担保の話でございますが、やっぱり復興事業のいろいろな進展に伴って、それぞれの場面、場面で課題解決しなければいけないことが出てくると思います。この話もその一つかと思っております。

仕組みとしてセーフティーネットをつくるかどうかということに関しましては、事業主

体が市町村で、市町村は基本的に消滅しませんし、逃げない対応をしてもらえらると思ひますので、どういふやり方がいいのかよく考えたいと思ひますが、いづれにしても被災者の方が、安心して土地の売買とか、区画整理で新しいところに住んでいただくことが第一だと思ひますので、そこをよく考えながら十分な対応をさせていただきたいというふうにお思ひてござひます。

○中平均委員長 ほかにござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は、退席されて結構です。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第5号平成27年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）及び議案第6号平成27年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新屋次長兼経営総務室長 それでは、議案（その1）の15ページをお開き願ひます。議案第5号平成27年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。これは人事委員会勧告を踏まえた給与改定などに伴ひ、職員給与費の所要額を調整しようとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正です。支出の第1款電気事業費用は7,400万円余を減額しようとするものですが、ただいま申し上げた職員給与費にかかるものです。以下第1項の営業費用について及び第3条の（1）職員給与費についても同様です。以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

16ページをごらん願ひます。議案第6号平成27年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正です。支出の第1款工業用水道事業費用は1,200万円余を減額しようとするものですが、その内容は職員給与費に係るものであり、電気事業会計と同様の理由によるものです。以下第1項の営業費用について及び第3条の（1）職員給与費についても同様です。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の116ページ以降に記載してありますが、これまで御説明申し上げた予算の明細等ですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第65号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千枝業務課総括課長 議案第65号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案（その3）の252ページをお開き願います。大変恐縮でございますが、内容につきましては、便宜お手元にお配りしております資料により説明申し上げます。

初めに、1の趣旨でございますが、岩手県地球温暖化対策実行計画に掲げる再生可能エネルギーの導入目標の達成に寄与するため、県営築川ダムの放流水を利用する築川発電所を設置するものであり、平成28年度に発電所の工事に着手する予定であることから、標記条例の一部を改正しようとするものです。

次に、2の条例案の概要の(1)の改正の趣旨でございますが、電気事業における施設として新たに築川発電所を加えようとするものであります。次に、(2)の条例案の内容でございますが、第2条第2項の電気事業における総最大出力17万3,870キロワットを17万5,770キロワットに改め、築川発電所を加え、その位置を盛岡市とし、最大出力1,900キロワットとするものであります。次に、(3)の施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、2ページをお開き願います。3の築川発電所の概要の(1)のこれまでの経緯でございますが、企業局では築川ダム建設事業について、売電の見通しが立たなかったことにより平成18年度に発電参加を断念しましたが、東日本大震災津波以降、再生可能エネルギーの導入に対する機運が高まり、固定価格買取制度が創設されたことに加え、ダム計画の見直しもあり、発電計画を再検討した結果、事業化の見通しが立ったことから、平成27年度に発電参加を公表したものであります。以降、固定価格買取制度に係る設備認定、電力会社との送電線の接続に関する契約、発電所詳細設計等の取り組みを進めてきており、1月には築川ダム建設事業に関する基本協定を締結したものであります。

次に、(2)の発電所建設計画でございますが、最大出力は1,900キロワット、売電電力量は年間約1,100万キロワットアワー、売電単価は1キロワットアワー当たり24円で、年間約2億9,200万円の売電収益を見込んでいます。発電所の建設事業費は約17億円を見込んでおり、全額自己資金を充てることとしております。

次に、3ページをお開き願います。エの経済性でございますが、運転開始から9年で開

発に要した資金を回収でき、買い取り期間が終了する20年後には累積で約22億円の黒字となると見込んでおります。

次に、(3)の事業効果でございますが、供給電力量は売電電力量と同様であり、これは一般家庭で約3,300世帯分の消費電力量に相当します。また、再生可能エネルギーによる電力自給率は、平成22年度比で約0.1ポイントの増加であり、これにより削減される二酸化炭素の量は年間約4,800トンとなっています。なお、東日本大震災津波以降に企業局が開発及び計画している五つの発電所を合計しますと、電力自給率については約0.8ポイントの増加となります。

次に、(4)の今後の事業スケジュールでございますが、平成28年度は河川法等の手続きを行い、ダム工事の進捗に合わせて発電所の土木工事等に着手、平成32年度までに水圧鉄管や水車発電機等の製作据えつけを行い、平成33年度に発電所の運転を開始する予定としております。

次に、4ページをお開き願います。資料1として、築川発電所に係る模式図を示しております。模式図の左側の灰色の台形がダム堤体、水色が貯水池を示しております。このダム堤体左側の緑の四角形が取水口を示しており、ここから最大で毎秒4.8立方メートル取水します。取水した水は緑の実線で示す利水放流管を通り、途中、赤の実線である発電専用圧水管路へ分岐し、図面右側の赤い四角形で示す発電所へ放水します。発電所で最大1,900キロワットの発電を行い、使用した水は築川へ放水する計画となっております。

5ページには資料2として、梁川ダム流域概要図を示しております。赤で示しているのが築川ダムであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 発電所の電気については、どういうところに供給していくのかという点をちょっと確認させてください。

○千枝業務課総括課長 今後の築川発電所の売電先につきましては、現段階ではまだ未定となっております。

○白澤勉委員 こちらの地元市町村との調整状況についてお知らせください。

○野崎業務課発電所建設課長 まず、地元市町村との協議でございますけれども、昨年6月にダム事業への発電参加を公表いたしました。この際、同年9月から11月にかけて計4回、築川、それから中野地区において住民説明会を行いまして、発電参加の経緯や建設計画の概要を説明したところでございます。なお、水力発電所の建設に対しましては、皆様から御理解をいただいているものと理解してございます。

それから、関係する市町村でございますけれども、上水道の事業者の矢巾町、それから盛岡市の事業者と協議をさせていただきまして、そちらのほうからは発電参加に対する支障はないという御意見を頂戴しております。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。この際、何かございませんか。

○神崎浩之委員 相去太陽光発電所の日本ロジテック協同組合の焦げつきというか、その関係で、質問するつもりはなかったのですが、常任委員会で質問し、予算特別委員会でもさまざまな質問がありましたので、その後どうなっているのかというのを確認させていただきたいと思います。まず報道等では出ておりましたが、今この会社の状況はどうなっているか。それから、それに対する企業局としての会社へのアプローチはどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○千枝業務課総括課長 3月3日以降の予算特別委員会等でお話した以降、会社の状況の進展は特にございません。その内容といたしますのは、3月11日付で、日本ロジテック協同組合が委任した代理人、弁護士5名から成る書面が来まして、現在会社の経営状況は調査中であるということで、まとめ次第、報告するというような趣旨の文書が来ております。

そのことにつきまして、私どものほうから弁護士に確認しましたところ、3月中には方針は出せないだろうというようなことを電話で確認しております。私どものほうとしては、依然として未払いのものを支払ってほしいと督促をしているところでありますし、また県の顧問弁護士とさまざまな相談をさせていただいているという状況でございます。

○神崎浩之委員 予算特別委員会の中で、確か渡辺幸貫委員の質問にあったと思うのですが、供給先ですけれども、東北電力が引き取る義務があるような答弁だったのですが、そのあたりの仕組みを少し御紹介いただきたいと思います。

○千枝業務課総括課長 固定価格買取制度におきましては、まずその設備が太陽光発電や水力発電などの再生可能エネルギー発電であると経済産業省が認定いたします。それとほぼ同時に、太陽光発電なら太陽光発電の設備から東北電力の送電線に接続してよいかどうかという審査を東北電力で行って、接続可能ですとなれば接続に関する契約を結びます。それで、初めて事業が可能となります。

ちょっと戻りますが、設備認定を受けた時点で、その対象施設は20年間、固定価格買取制度の適用を受けるということで、相去太陽光発電所の場合は実際に発電を開始した時点の平成26年11月から20年間、1キロワットアワー36円の価格を保証しますというお墨つき

が得られるわけです。

問題はその売り先ですが、売り先については発電事業者が自由に契約していいということで、入札で最終的に日本ロジテック協同組合ということになったわけですが、もし、入札でない場合でも、設備認定を受けて東北電力が送電線に接続していいということになった時点で、電力会社が電気を買わなくてはならないという、そういう制度でございませう。

○**神崎浩之委員** もう一点、高橋孝真委員だと思うのですが、日本ロジテック協同組合の供給先に請求することはできるかという質問で、請求できるというような答弁だったと思うのですが、それは今可能なかどうか、請求と支払いは別だと思いますけれども、その辺についての事務的な作業の件、あとは回収可能なかどうかということを確認させてください。

○**千枝業務課総括課長** 実際に回収の見通しが立っているのは、契約保証金の340万円何がしというところでございます。それから、日本ロジテック協同組合が売電している先からの回収が可能かということかと思いますが、そういったことも含めて今県の顧問弁護士といろいろ相談させていただいているということでございます。

○**神崎浩之委員** 最後の1点なのですが、今後、同じような事例での契約なのですけれども、この前の答弁の中では保証金を上げるということでありました。今回の契約についても国の新電力に対する開放の流れがあつて、経済産業省のお墨つきがある企業ということがあつたとしても、信用調査であつたり、それから契約の中身については非常に弱かつたのではないかと感じております。今回の経験を踏まえ契約、それから相手先の調査等、保証金のことも含めて、どのように変更しようとしているのか確認させてください。

○**千枝業務課総括課長** 今後の契約に関しましては、日本ロジテック協同組合のような事案を招かないようにいろいろ検討していかなければならないと思っております。一方、国は電力システム改革が進む中で、小売電気事業者が競争によって破綻あるいは退出が生ずる可能性も排除しないというようなことも申しております。

そういった中で、私ども電気事業者としましては、しっかり自衛の措置を講じていかなければならないと思つているところでございます。随意契約できない場合は、一般競争入札をせざるを得ないわけですが、その際に入札参加資格や契約条件のそれらの詳細につきまして今後検討を進め、このような事案が発生しないように対応してまいりたいと思つております。

○**中平均委員長** ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって本日の審査を終わります。企業局の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございませう。

委員の皆様には次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願ひませう。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、高田松原津波復興祈念公園事業についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。追って、継続調査と決定いたしました件については、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。